

第4回サステナビリティ情報の保証に関する 専門グループの概要

2025年5月27日開催

2025年5月30日

サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「保証専門G」という）では、これまで3回にわたりサステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方が議論されてきました。第4回保証専門Gでは、これまでの議論の内容をサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）へ報告すること、及び事務局より示された保証専門Gにおけるこれまでの議論の状況の報告項目案（以下「事務局案」）に対し、追加・修正等すべき点はないか議論されました。また、サステナビリティ保証業務の担い手（以下「保証の担い手」という）など、WGにおける議論に資するためにWGに報告する保証専門Gの意見についても議論されました。

保証専門Gの議論の内容を、途中経過としてWGに事務局案を報告することについては、一部の委員から反対意見も示されましたが、概ね委員の賛同が得られました。またサステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方において議論された、保証の担い手、範囲・水準などに関連する個別論点（図表1下段参照）については、委員から様々な意見が示されました。特にサステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方の議論の前提となる、保証の担い手を監査法人に限定するかどうかについては委員の意見が分かれました。

議論の最後に座長から、本日の議論を踏まえて事務局案の一部見直しを行った上で、事務局案及び保証の担い手等に関する保証専門Gの意見を、次回のWGへ報告する予定との発言がありました。

保証専門Gにおける議論のWGへの報告

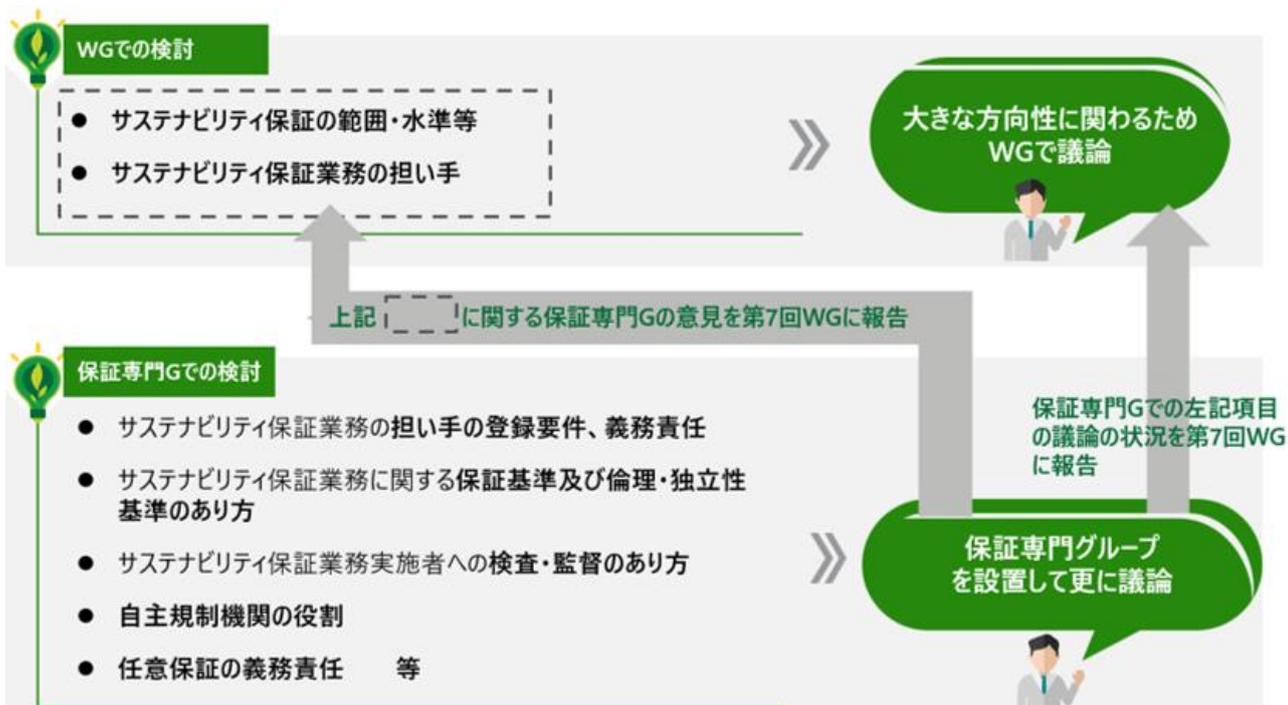
保証専門Gにおけるこれまでの議論の状況（WGへの報告項目案）

■保証専門Gの設置

保証専門Gは、2024年12月に開催された第5回WGにおいて、以下のような考えのもと設置されました。

- ・ 有価証券報告書におけるサステナビリティ保証制度の今後の方向性の前提として、質の高い保証業務の提供が必要であり、そのためには環境整備が必要。
- ・ 環境整備にあたり将来の法改正の検討が必要な事項など具体的な事項については、保証専門Gを新たに設置し議論する。
- ・ サステナビリティ保証の範囲・水準等や、保証の担い手など、大きな方向性に関わる事項はWGで検討し、それ以外のサステナビリティ保証に関わる事項は保証専門Gで検討する。

図表1 第5回WGで示された検討の方向性と第4回保証専門Gでの議論



参考：金融庁ウェブサイト [第5回WG 事務局説明資料](#)（2024年12月2日）

■保証専門GからWGへの報告

第4回保証専門Gでは、これまで保証専門Gにおいて議論されたサステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方の議論の状況をWGへ報告すること、及び報告項目案として以下が事務局から示されました（図表2参照）。

図表2 サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方（WGへの報告項目案）

- ① 考え方と考慮すべき事項
- ② 登録制度、登録要件
- ③ 業務制限、義務・責任
- ④ 保証基準、倫理・独立性
- ⑤ 検査・監督、自主規制機関
- ⑥ 任意の保証（図表4参照）
- ⑦ まとめ（図表3参照 上記②～⑤に関するWGで示された方向性とこれまでの保証専門Gでの主な意見）

参考：金融庁ウェブサイト [第4回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年5月27日）

委員からは、保証専門Gの途中経過として事務局案をWGに報告することについて、概ね賛同が得られました。しかし、今回の事務局案については洗い直す必要があるため賛同しない、という意見も示されました。

また、事務局案の項目②登録制度、登録要件における「保証業務実施者に求められる人的体制」や「業務執行責任者（サイナー）の知識・能力を確認するための能力要件」、⑤検査・監督、自主規制機関の「自主規制機関のあり方に関する考え方」などの論点については、委員から様々な意見が示されました。

さらに、複数の委員から、WGへの報告にあたっては保証専門Gでの議論の状況を分かりやすく示せるように、様々な意見を並列して記載するのではなく、意見が分かれた論点と概ね一致した論点に分けて記載する、多数派の意見が分かるように記載する、どの立場からの意見なのかが分かるよう意見者の属性を示す、WGで重点的に議論して欲しい論点を明示する、などとしてはどうか、という意見が示されました。

図表3 サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方 【⑦まとめ】

登録制度 登録要件

WG	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む） ■ サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制整備
専門G	<p>業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制（品質管理体制、人的体制） （品質管理体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 品質管理体制の確保（品質管理部門又は主として従事する者の設置など） ■ 業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制整備 <p>（人的体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置すること ■ 従事者の教育研修に関する方針及び手続を定めること ■ 業務執行責任者（サイナー）は、公認会計士として登録されていること（又はこれに準ずること）及びサステナビリティ開示・保証に関する研修を受講すること

業務制限 義務・責任

WG	監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの
専門G	<ul style="list-style-type: none"> ■ 守秘義務、同時提供の禁止、ローテーションなどの保証業務実施者の適格性・独立性等の確保のために必要な義務・責任等 ■ 保証業務実施者に過度な責任を負わせない措置を検討（作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて検討）

保証基準 倫理・独立性

WG	国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成
専門G	<ul style="list-style-type: none"> ■ サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする。 ■ 国際的な品質管理基準であるISQM1と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する。 ■ サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESBAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）及び自主規制機関で策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする。

自主規制機関 検査・監督

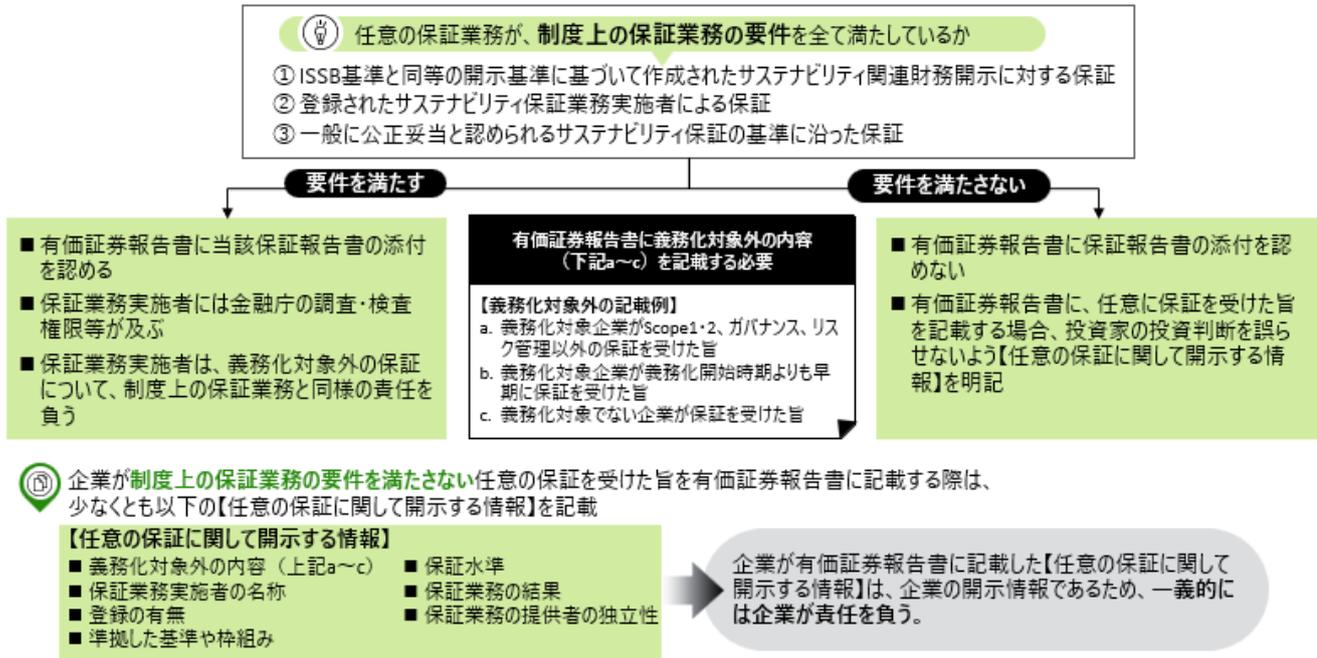
WG	監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの
専門G	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後、開示・保証実務が蓄積され、それに応じて柔軟かつ機動的な対応を行っていくうえで、実務に関する専門知識を維持・向上させ、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる利点を持つ自主規制を活用することが、サステナビリティ保証に対する信頼性の確保に資すると考えられる。 ■ 自主規制としての役割を担う最もふさわしい1つの自主規制機関を法令等により認定し、金融庁と連携していくことが期待される。 <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">自主規制機関に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保証業務の質の維持・向上 ■ 従事者の知識・能力の向上 ■ 従事者における高い倫理観の醸成・保持 </div>

参考：金融庁ウェブサイト [第4回保証専門G 資料 1 事務局説明資料](#)（2025年5月27日）

第4回保証専門Gでは、委員から以下のような意見が示されました。

- 自主規制機関にどの程度の役割を求めるのか。自主規制機関の役割を限定的にした場合には、金融庁などで相応の業務を引き受けられることが考えられるが、金融庁などのリソースも限られている点が懸念される。

図表4 サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方【⑥任意の保証】



有価証券報告書以外の開示書類（統合報告書等）における保証は、引き続き、金融商品取引法等の規制の対象外であるため、当該保証（検証）の要否等については、**各企業の判断**に委ねられるべき

参考：金融庁ウェブサイト [第4回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年5月27日）

第4回保証専門Gでは、委員から以下のような意見が示されました。

- 任意の保証について、事務局案では制度上の保証要件を満たす場合と満たさない場合に分けて監査報告書の記載を整理している。2026年3月期にSSBJ基準を適用する場合、金商法等での法制化や施行が間に合わないと考えられるため、SSBJ基準を自主的に適用する場合の取扱いについて検討が必要。
- 現在行われているサステナビリティ情報の任意保証は、保証のレベルのばらつきが非常に大きい。それらを一括りに「任意の保証」として議論を進めることには慎重であるべきではないか。

保証専門Gの意見のWGへの報告

第4回保証専門Gでは、保証の担い手やサステナビリティ保証の範囲・水準などについても議論されました。これらは、大きな方向性に関わるためWGで議論するとされています（[図表1](#)参照）が、保証専門Gで議論しているサステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方の論点の前提でもあります。そのため、WGでの議論に資するように、これらに関する保証専門Gの意見を次回のWGに報告するとされたものです。

■保証の担い手について

これまでの保証専門Gの議論において、保証の担い手を監査法人に限定するか否かについては、委員より様々な意見が示されました（[図表5](#)参照）。

図表5 保証専門Gにおける保証の担い手に関する主な意見



監査法人に限定すべきでない

- 企業に担い手の選択肢を与えるべき。市場での競争を通じた質の高まりに期待したい。
- 監査法人、その他の保証業務提供者がイコールフットリングで参入できるということが重要で、監査人を中心とした制度を参照したとしても、それに引きずられることなく、コアになる部分をよく考えた上で、その他の保証業務提供者も生かすべき。
- 現状、時価総額5,000億円以上の企業の多くが、その他の保証業務提供者からScope1・2について保証（任意）を受けていることを考えると、日本の制度設計について、その他の保証業務提供者も含めた制度の検討が必要。



監査法人に限定すべき

- 誰が保証するかが重要。財務情報とのコネクティビティや、財務諸表監査において非財務情報を通読していることを鑑みると、財務諸表監査人を念頭におくのが合理的だが、競争を働かせるという政策も必要。監査法人が主体となり、その他の保証業務提供者を専門家として関与させる体制としてはどうか。
- 財務諸表監査人がすでにサステナビリティ情報の通読と検討の手続をしていることから、担い手は財務諸表監査人に限定し、財務諸表監査人にISSA5000ベースに保証させることが合理的。
- 有価証券報告書の法定開示の保証であれば、会計プロフェッションの独占業務とするのが最も現実的。



当面監査法人に限定し、将来、その他の保証業務提供者を含めることの要否を検討すべき

- 保証対象は当面約300社であり、時間の制約の下で新たな制度を作るのであれば、当初は監査法人に限定するなど、プログラマティックに、段階的に拡大していくことが最も効果的、効率的。
- まずは監査法人からスタートし、チーム内にその他の保証業務提供者が入る体制とすべき。プライム上場企業全てに拡大する際に、資格制度と同時にその他の保証業務提供者を参入させてはどうか。
- 担い手は監査法人に限定した方がよいが、競争政策の観点からその他の保証業務提供者を入れる必要があるのであれば、当初は監査法人限定として、プライム上場企業全てに拡大するときにその他の保証業務提供者が入れるような制度設計とすべき。

参考：金融庁ウェブサイト [第4回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年5月27日）

第4回保証専門Gでも委員から保証の担い手に関して様々な意見が示されました。また、今後検討が必要と思われる追加的な論点も示されました。

- 新しい保証制度を創設する際に、担い手を監査法人に限定してスタートするのではなく、監査法人以外のNon-PAも保証の担い手の選択肢として認め、市場での競争を認めるようにすべき。
- これまでの議論では、監査法人に限定すべき、あるいは、当面監査法人に限定し段階的にその他の保証業務提供者に拡大という意見が多く示されている。WGへの報告にあたっては、並列に意見を並べるのではなく、どの意見が多かったかも併せて報告すると議論の状況が分かりやすい。
- 今まで議論されていないが、企業による保証業務実施者の選任プロセスのあり方について、WGで議論の要否を検討する必要がある。
- 保証の担い手が決まらないと、保証専門Gで検討する個別の論点の議論が枝分かれしてしまい議論が収束しない。WGで保証の担い手を早く決定し、その後再び保証専門Gで議論することを提言すべき。

■サステナビリティ保証の範囲・水準等について

第4回保証専門Gでは、保証の範囲・水準等について、以下のような意見が委員から示されました。

- サステナビリティ保証制度のロードマップでは、保証範囲は保証義務化から2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理に関する情報のみを保証対象とするとされている。これらの情報のみを保証の対象とすることについて、技術的に可能であるか確認する必要がある。
- 保証範囲の限定というのは特有の論点が生じる。いつの段階で本来あるべき姿である全体保証に移行するのか、明確な方向性があつた方や考え方を整理しやすく、実務上の混乱が生じないと考える。この点、WGで改めて議論いただいた方がよい。
- 開示基準はグローバルな基準であるのに、保証基準が違うとなると非常に深刻な問題であると考え。保証はグローバルに合わせて、あるいは、財務諸表、監査と整合性のあるISSA5000と整合性を取っていくのが利用者から見ると一番普通の形ではないか。

■その他の意見

また、保証専門Gのこれまでの議論で出たその他の意見として、事務局より以下が示されました。

図表6 保証専門Gにおけるその他の意見

🗨️ ロードマップに関するご意見

制度導入スケジュールに関するご意見

- 既存の枠組みをできるだけ活用することが効率的と考えるが、**対象企業、スケジュール、担い手**についてどういう前提を置いて議論するかということを改めて確認する必要があると思う。
- 制度が整わないから、**スケジュールを遅らせるというのは得策ではない**。具体的なスケジュールを**プラグマティックに考える必要がある**。
- オムニバス法案による簡素化等の動向も注視して制度設計を検討すべき。**保証**に関しては、実務が未成熟であり、**3年～5年程度の猶予**が必要。
- ロードマップにおいて、**大半の上場企業、非上場企業が議論の対象になっていない**ことを明示すべき。

🗨️ 公認会計士制度との関係

公認会計士制度との関係

- 公認会計士法第2条第2項の関係で、監査法人が担い手になれることをはっきりとすべき。
- サステナビリティ保証業務と**公認会計士法2条2項業務について整理する必要性**があるのではないか。
- 財務諸表監査人とサステナビリティ保証業務実施者の関わりの整理**は必要。特に実施者が異なるときの整理が必要。
- 今後、もし財務諸表監査を行っている監査法人本体で、**サステナビリティ保証業務を一体的に行う場合に弊害がないか**、SOX法を含めて監査法人の他業、兼業規制が品質保持の観点から必要となるか

参考：金融庁ウェブサイト [第4回保証専門G 資料 1 事務局説明資料](#)（2025年5月27日）

第4回保証専門Gでは、その他として以下のような意見が委員から示されました。

- 事務局資料には、保証業務実施者に必要な能力として、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報のうち、重要性があるものに絞り込む能力が必要と記載されている。その背景には、中長期的にはサステナビリティ情報の全体を保証することになるという考え方があると考えられるが、その点を記載しないとミスリーディングではないか。
- 第2回保証専門Gで示された、「企業内部の専門家や内部監査部門の実施手続・結果の活用についても、保証業務実施者が依拠することの可否を検討すべき」という意見も反映するべきである。

今後の予定

議論の最後に座長より、本日の議論を踏まえて事務局案の一部見直しを行った上で、事務局案及び保証専門Gの意見を次回のWGへ報告する予定との発言がありました。

以上

参考： [金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」\(第4回\)の開催について：金融庁](#)

関連記事： [第6回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[第3回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループの概要](#)

[第2回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループの概要](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマトリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマトリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>